

(様式2)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成28年度 |
| 計画主体 | 小山町 |

小山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課

所在地 静岡県駿東郡小山町藤曲57-2

電話番号 0550-76-6121

FAX番号 0550-76-2795

メールアドレス nourin@fuji-oyama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------------|
| 対象鳥獣 | ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス |
| 計画期間 | 平成29年度～平成31年度 |
| 対象地域 | 小山町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|-------|--------|-------|
| | 品目 | 金額（千円） | 面積（a） |
| ニホンジカ | 水稲 | 1,903 | 154 |
| | 野菜 | 604 | 86 |
| | いも類 | 17 | 1 |
| | その他 | 237 | 30 |
| | 小計 | 2,761 | 271 |
| イノシシ | 水稲 | 1,750 | 141 |
| | 豆類 | 2 | 1 |
| | 野菜 | 86 | 12 |
| | いも類 | 582 | 39 |
| | その他 | 235 | 29 |
| | 小計 | 2,655 | 222 |
| ハクビシン | 果樹 | 21 | 1 |
| | 野菜 | 310 | 44 |
| | いも類 | 1 | 0 |
| | 小計 | 332 | 45 |
| カラス | 水稲 | 552 | 45 |
| | 豆類 | 13 | 7 |
| | 野菜 | 56 | 8 |
| | 小計 | 621 | 60 |
| 合計 | | 6,369 | 598 |

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>① ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる被害は、5月下旬から8月下旬にかけて、町内全域の水稲及び野菜等において発生し、被害が出ている。また、捕獲されたシカの胃から米のもみ殻が確認されていることから、秋期の収穫時期についてもシカによる被害の可能性がある。また、年間を通じてゴルフ場での被害（コースへの侵入及び芝等の食い荒らし）は多数報告されている。</p> <p>② イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は、春先の筍、8月下旬から10月にかけて町内全域の水稲及びいも類において発生している。また、ニホンジカと同様に年間を通じてゴルフ場での被害（コースへの侵入及びコース上の芝の掘り返し）は多数報告されている。</p> <p>③ ハクビシン</p> <p>ハクビシンによる被害は、8月及び9月を中心に野菜（トウモロコシ）において発生している。家庭菜園等の畑や果樹被害が多数報告されている。</p> <p>④ カラス</p> <p>カラスによる被害は、8月及び9月に野菜（トウモロコシ）において発生している。また、田植え直後の水稲での被害も見られる。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成27年度） | | 目標値（平成31年度） | |
|-------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 金額（千円） | 面積（a） | 金額（千円） | 面積（a） |
| ニホンジカ | 2,761 | 271 | 2,485 | 244 |
| イノシシ | 2,655 | 222 | 2,390 | 200 |
| ハクビシン | 332 | 45 | 298 | 40 |
| カラス | 621 | 60 | 559 | 54 |
| 計 | 6,369 | 598 | 5,732 | 538 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | 町において大型箱わな15台を所有している。駿東猟友会小山支部と委託契約を結び、当該大型箱わなや銃器を用いて対象鳥獣の捕獲を実施している。 また、有害鳥獣捕獲従事者を育成するために狩猟免許の取得等を助成する制度を平成25年12月から実施している。 | 地元猟友会員の高齢化や会員数の減少に伴う捕獲の担い手の育成が課題となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 集落単位で侵入防止柵を設置している。保安全管理のため、耕作放棄地の草刈りを実施し、また、駿東猟友会小山支部による追払いも実施している。 | 侵入防止柵の設置に対する費用負担が課題となっている。 また、電気柵の通電時間や漏電箇所などの見回りの徹底等、設置した侵入防止柵の管理についても課題となっている。 |

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>野生鳥獣の餌となる生ゴミや放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進し、集落単位で生息環境対策を講じていく。また、被害を予防するための侵入防止柵の設置を推進するとともに、担い手を確保するために講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を図っていく。さらに、鳥獣被害対策実施隊を主体とし、わなによる捕獲を強化し、また、住民からの通報等に即時対応し、被害の減少に努めていく。</p> <p>これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、平成27年度の被害現状値（被害額合計6,369千円及び被害面積合計598a）に対して、平成31年度の被害目標値を10%減に設定し、被害額合計5,732千円及び被害面積合計538aとする。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <p>現在、駿東猟友会小山支部と委託契約を結び、銃器とわなを使用した捕獲を実施しているが、今後は新規のわな猟免許取得者についても猟友会に加入してもらい、猟友会を中心とした捕獲体制の強化を継続して図っていく。</p> <p>また、特措法に基づく「実施隊」を平成29年度に設置し、主にわなによる捕獲や、生産者からの被害相談などの対応を予定している。</p> |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-------------------------------|---|
| 29 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | <ul style="list-style-type: none"> ・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。 ・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。 |
| 30 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | <ul style="list-style-type: none"> ・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。 ・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。 |
| 31 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | <ul style="list-style-type: none"> ・講習会や研修会などを実施し、わな猟免許取得者の育成を行う。 ・ニホンジカ、イノシシについては第二種特定鳥獣管理計画も踏まえ、今後の捕獲目標頭数等に関し検討する。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|--|
| ① ニホンジカ | <p>近年被害が拡大し、それに伴い捕獲頭数も増加しており、過去5年間の町の有害鳥獣捕獲実績は、平成24年度80頭、平成25年度104頭、平成26年度152頭、平成27年度155頭となっている。平成29～31年度の捕獲計画数については、平成28年度は12月までに125頭捕獲しており、引き続き捕獲圧を高める必要があることから、年間200頭とする。</p> |
| ② イノシシ | <p>イノシシによる被害が増加傾向（被害額：25年度1,796千円、26年度4,557千円、27年度2,655千円）にあり、過去5年間の町の有害鳥獣捕獲実績は、平成24年度66頭、平成25年度52頭、平成26年度105頭、平成27年度42頭となっている。平成29～31年度の捕獲計画数については、平成28年度は12月までに91頭捕獲しており、引き続き捕獲圧を高める必要があることから、年間150頭とする。</p> |
| ③ ハクビシン | <p>平成27年度及び平成28年度は年間を通じておよそ3～5件程度の通報があり、被害も見られるが、捕獲実績がないため、今後は被害の発生状況に応じて実施隊による必要な捕獲を実施することとし、被害減少に向けた捕獲数の増を図る観点から平成29年度以降の捕獲計画数を年間10頭とする。</p> |
| ④ カラス | <p>平成27年度及び平成28年度は年間を通じて3～5件程度の通報があり、被害もみられる。平成26年度以降は捕獲実績がないが、今後猟友会による捕獲を積極的に実施する。近年の被害の増加傾向を踏まえ、平成29年度以降の捕獲計画数を50羽とする。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | | | | |
|-------|------------|------------|-----------------|------------|------------|------------|
| | 26年度 実績 | 27年度 実績 | 28年度 実績(見込み) | 29年度 計画 | 30年度 計画 | 31年度 計画 |
| ニホンジカ | 152 | 155 | 132 | 200 | 200 | 200 |
| イノシシ | 105 | 42 | 100 | 150 | 150 | 150 |
| ハクビシン | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| カラス | 0 | 0 | 0 | 50 | 50 | 50 |

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| 有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲を、被害の発生に応じて、銃、くくりわな及び箱わな等を用い、鳥獣保護区等を含めた区域を対象として実施する。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|-------|----------------|
| 小山町全域 | 対象鳥獣については委譲済み。 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|--|--|---|
| | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| ニホンジカ イノシシ | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2) (施行延長約1.5km/年) | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2) (施行延長約1.5km/年) | 平成28年度から、東部農業共済組合からの補助を受け、防護柵助成金交付要綱を整備し、補助金交付事業を継続実施。(補助率1/2) (施行延長1.5km/年) |

(2) その他被害防止に関する取組

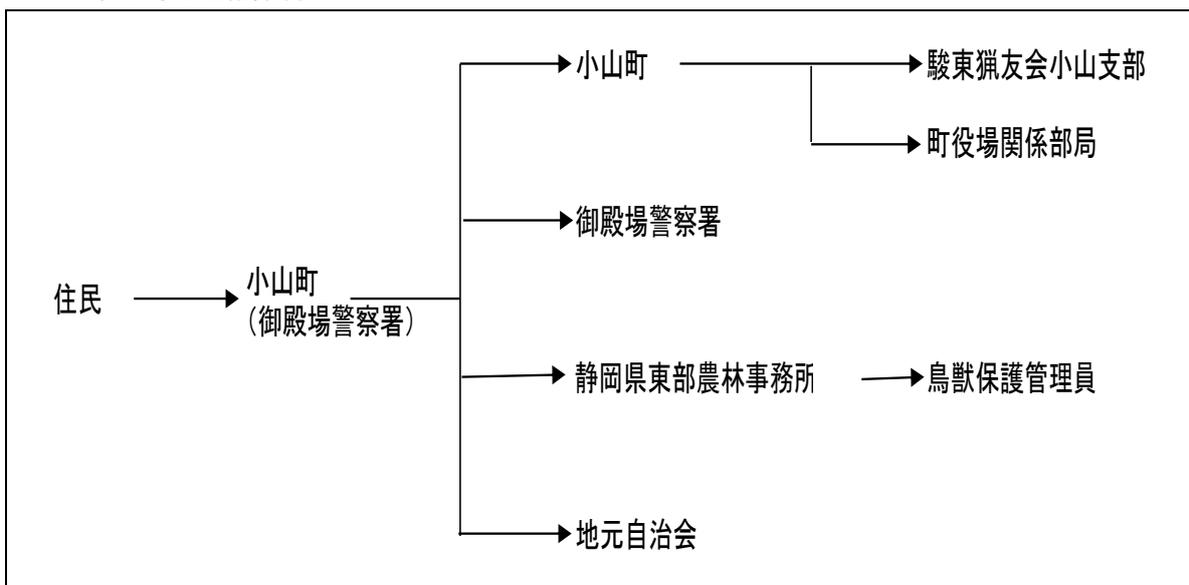
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-------------------------------|--|
| 29 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | 補助事業で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知する等防護の効果を最大限に発揮できるよう指導する。 集落単位での鳥獣被害対策が有効であることから、地域での侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去や野生鳥獣の特性とその防護柵について集落単位で普及させる。 設置した箱わなについて、稼働状況を把握し効果的に活用する。 |
| 30 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | 補助事業で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知する等防護の効果を最大限に発揮できるよう指導する。 集落単位での鳥獣被害対策が有効であることから、地域での侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去や野生鳥獣の特性とその防護柵について集落単位で普及させる。 設置した箱わなについて、稼働状況を把握し効果的に活用する。 |
| 31 | ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス | 補助事業で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知する等防護の効果を最大限に発揮できるよう指導する。 集落単位での鳥獣被害対策が有効であることから、地域での侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去や野生鳥獣の特性とその防護柵について集落単位で普及させる。 設置した箱わなについて、稼働状況を把握し効果的に活用する。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
 対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------|--|
| 御殿場警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○静岡県や小山町から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ○現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施 |
| 静岡県東部農林事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づき、関係機関（御殿場警察署、小山町、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ○駿東猟友会員、鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼 |
| 駿東猟友会小山支部 | <ul style="list-style-type: none"> ○小山町からの出動要請に基づく現場状況の把握 ○（必要に応じて）捕獲、追い払いの実施 |
| 小山町 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○関係機関（御殿場警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、町役所関係各局等）との連絡調整、対応方法の協議 ○駿東猟友会小山支部への出動要請 ○地元自治会への注意喚起、（必要に応じた）避難誘導の協力依頼 ○教育委員会を通じて、近隣小学校、中学校、幼稚園、保育園等への情報提供・注意喚起と（必要に応じた）避難誘導の協力依頼 |
| 地元自治会 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく小山町や御殿場警察署への連絡 ○住民への情報提供・注意喚起 ○（必要に応じた）住民の避難誘導 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|------------------|-------------------|
| 協議会の名称 | 小山町鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 小山町農業委員会（対策協議会長） | 協議会の統括及び推進協議会との調整 |
| 駿東猟友会小山支部（幹事） | 情報提供及び捕獲と対策協議 |
| 小山町農業行政協力員（幹事） | 情報提供及び地域巡回と対策協議 |
| 御殿場農業協同組合（幹事） | 情報提供及び対策協議 |
| 静岡県東部農業共済組合（幹事） | 情報提供及び対策協議 |
| 静岡県東部農林事務所（幹事） | 関連情報提供及び対策協議 |
| 小山町農林課（事務局） | 協議会事務局及び連絡調整 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 御殿場警察署 | 銃器取扱いに関する指導業務 |
| 静岡県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務 |
| 静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター | 鳥獣の生態に関する情報の提供と、捕獲に関する助言等業務 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法に基づく実施隊について、平成29年度に設置する。猟友会員の中から選出した約5名で構成する。主にわなによる捕獲や、生産者からの被害相談などの対応を予定している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接する他地域又は他市町の被害対策連絡会とも連携できる体制整備を検討し、共同で講演会、情報交換会、勉強会などを開催し、北駿地域全体での鳥獣被害対策を検討していく。
また、国有林内に生息する鳥獣の捕獲については森林管理署と演習場内に生息する鳥獣については自衛隊へ協力を求め、被害防止施策の実施体制を整備する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

当面、捕獲現場で埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現状は、食品として取り扱うまでの流通が整備されておらず、捕獲頭数も安定して多いとは言いがたいため取組は難しいが、需要があれば将来的には、野生獣肉の利活用に関する検討を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 侵入防止柵の設置とわな購入に関し各種補助事業を活用し、侵入防止柵の周りにわなを設置することによって捕獲率の向上と被害の軽減を図る。
- ・ 捕獲の際、森林整備事業で設置された作業道を有効利用するため、地権者の同意を得る。
- ・ 町有林内に設置した囲いわなのセンサーカメラを活用し、鳥獣の特定や誘引による動向を調査し、効果的な捕獲及び防止対策を講じる。
- ・ 静岡県東部農林事務所及び駿東猟友会小山支部等の協力のもと、狩猟免許取得に向けた講習会や、農業者を対象とした被害対策に関する研修会を開催する。
- ・ 放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進するための集落での勉強会を開催する。
- ・ 近隣市町と協力し、広域で利用することが可能な処理施設等の捕獲後の処理について検討する。
- ・ 近隣市町で猟銃の誤射事故があったのを受け、安全に捕獲に取り組めるよう、5に規定する関係機関等と協力して正しい知識の普及・注意喚起を行う。